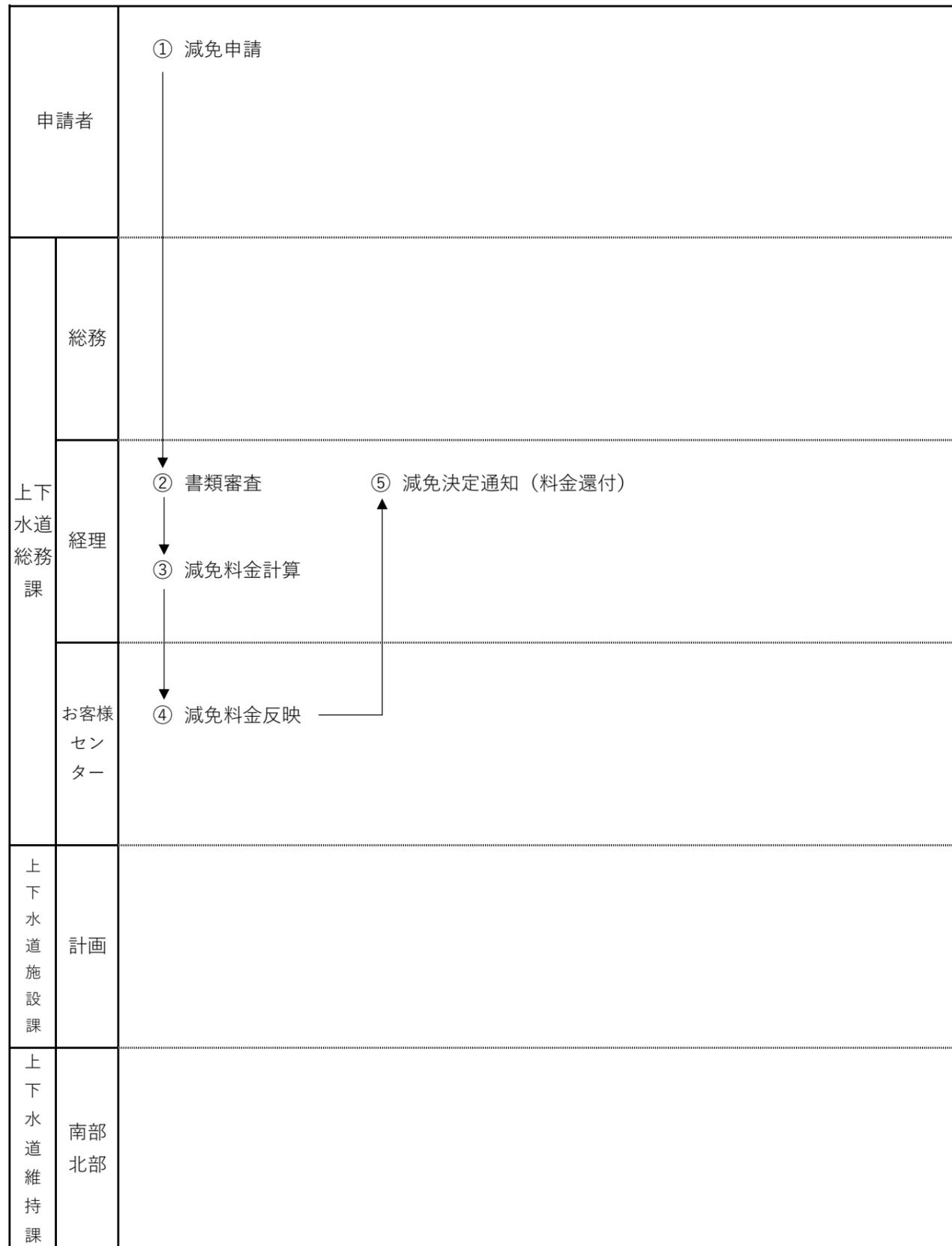


# 事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 下水道使用料等の減免申請

北杜市下水道条例、北杜市下水道条例施行規程、北杜市農業集落排水処理施設条例、北杜市農  
根拠法令： 業集落排水処理施設条例施行規程、北杜市下水道受益者分担金徴収条例施行規程



項番	項目	説明
①	減免申請	次のいずれかに該当する場合は、下水道使用料等の軽減又は免除することができますので、減免申請書を提出してください。 ・生活保護法の規定により保護を受ける方の受益者分担金 ・国又は地方公共団体が公用に供する土地又は施設等の受益者分担金 ・災害その他の理由により、使用料の納付が困難な場合 ・不可抗力による漏水に起因する使用料 ※漏水による減免申請の場合は、申請前に排水設備指定工事店にて漏水修繕を行い、「漏水修理証明書」と「修繕前後の写真」を減免申請書と一緒に提出をしてください。
②	書類審査	提出された申請書類の内容や添付書類の審査を行います。
③	減免料金計算	減免される料金の計算を行います。 漏水減免の場合は、過去の検針結果を基に減免する料金の算定を行います。
④	減免料金反映	算定した減免料金を料金システムに反映します。
⑤	減免決定通知 (料金還付)	申請者に対し、減免決定通知を送付します。 また、すでに料金等が支払われている場合は、指定の口座に減免料金を還付します。

